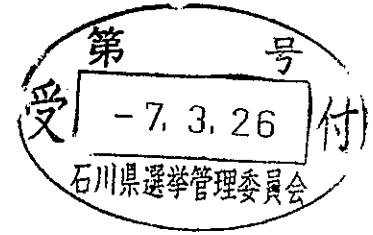


収 支 報 告 書



(その1)

(ふりがな)

せいふうかい

1 政治団体の名称

清風会

2 主たる事務所の所在地

白山市宮保町1520

令和 6 年分
(令和 年 月 日開催分)

3 代表者の氏名

向井 捍

4 会計責任者の氏名

作野 嘉昭

政治団体の区分

- | | |
|---------------------------------|--|
| ☐ 政党 | ☐ 政治資金規正法第18条の2第1項 |
| ☐ 政党の支部 | の規定による政治団体 |
| ☐ 政治資金団体 | ☒ その他の政治団体 |
| | ☐ その他の政治団体の支部 |

活動区域の区分

- | | |
|---------------------------------------|---|
| ☐ 2以上の都道府県の区域等 | ☒ 同一の都道府県の区域内 |
|---------------------------------------|---|

事務担当者の氏名

西村 瑞恵

(電話)

076-274-3215

(電話)

(電話)

資金管理団体の指定の有無

- | |
|---------------------------------------|
| ☐ 有 |
| ☒ 無 |
| 公職の種類 |

資金管理団体の届出をした者の氏名

国会議員関係政治団体の区分

- | |
|---|
| ☐ 政治資金規正法第19条の7第1項 |
| 第1号に係る国会議員関係政治団体 |
| ☐ 政治資金規正法第19条の7第1項 |
| 第2号に係る国会議員関係政治団体 |
| 公職の候補者の氏名 |
| 公職の種類 |

資金管理団体の指定の期間

令和	年	月	日から
令和	年	月	日まで

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

令和	年	月	日から
令和	年	月	日まで

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

15

17 90

99

				十億		百万		千		円
収 入 総 額									1	7 9
(前年からの繰越額)									1	7 9
(本年の収入額)										0
支 出 総 額										0
翌 年 へ 繰 越 額									1	7 9

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費

				十億		百万		千		円
金 額										0
員 数										人 0

(2) 寄 附 (寄附の区分で該当があるものについては(その7)、(その8)、(その9)の内訳を添付すること。)

ア 寄 附 (イ を 除 く 。) の 区 分				金 額						備 考
				十億		百万		千		円
(ア) 個 人 か ら の 寄 附										0
(うち特定寄附)										0
(イ) 法 人 そ の 他 の 団 体 か ら の 寄 附										0
(ウ) 政 治 団 体 か ら の 寄 附										0
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)										0
〔寄附のうち寄附のあっせんによるもの〕										0
イ 政 党 匿 名 寄 附										0
合 計 (ア + イ)										0

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無				
資 産 等 の 項 目 別 区 分		有	無	備 考
ア 土	地	☐	☒	
イ 建	物	☐	☒	
ウ	建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ	取得の価額が100万円を超える動産	☐	☒	
オ	預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	☐	☒	
カ	金 銭 信 託	☐	☒	
キ	有 価 証 券	☐	☒	
ク	出 資 に よ る 権 利	☐	☒	
ケ	貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ	支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ	取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ	借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒	

(注) 該当がない場合でもア～シの各区分の無の□の中に☑と記入すること。

(その20)

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書（政党本部及び政治資金団体に限る。）
- 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 7 年 3 月 18 日

政治団体の名称

清風会

会計責任者の氏名

作野 嘉昭



代表者の氏名



※ 会計責任者が記名押印又は署名すること。

※ 解散の場合のみ代表者も記名押印又は署名すること。